

静岡県国民健康保険運営協議会委員名簿
(任期：令和4年2月16日～令和7年2月15日)

(敬称略)

区 分	氏 名	職名等
被保険者代表	おおいし やすこ 大石 泰子	国保被保険者
	すずき えつこ 鈴木 悦子	国保被保険者
	ときえだ 時枝 しのぶ	国保被保険者
保険医又は 保険薬剤師代表	お の ひろし 小野 宏志	医師、静岡県医師会理事
	よしの こうじ 吉野 耕司	歯科医師、静岡県歯科医師会理事
	おおしげ ゆ か り 大重 由香理	薬剤師、静岡県薬剤師会常務理事
公益代表	(会長) ひがしの さだのり 東野 定律	静岡県立大学経営情報学部教授
	すずき みちえ 鈴木 みちえ	元・順天堂大学保健看護学部客員教授
	すずき もとこ 鈴木 素子	税理士
被用者保険等 保険者代表	やすだ つよし 安田 剛	全国健康保険協会静岡支部支部長
	とみなが のぶひこ 富永 伸彦	健康保険組合連合会静岡連合会常務理事

○ 国民健康保険法（平成 30 年 4 月 1 日施行）－抜粋－

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 75 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第 76 条第 1 項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前 2 項に定める協議会は、前 2 項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第 1 項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項及び第 2 項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令（平成 30 年 4 月 1 日施行）－抜粋－

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第 2 条 法第 11 条第 1 項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の 2 分の 1 以上当該数以内の数とする。

3 法第 11 条第 2 項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 3 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 4 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○ 静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例(平成30年4月1日施行)
(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第2条第5項の規定に基づく静岡県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数及び協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数等)

第2条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 前項の委員は、知事が委嘱する。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第2条第2項の規定による委嘱及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

附 則(令和6年12月26日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。